

## 主な改正内容

1. 介護に直接携わる職員（無資格者）へ認知症介護基礎研修を受講させるための措置を講じること  
（指針 P 1 1 9 職員の配置、研修及び衛生管理等（2）イ）  
【経過措置】令和6年3月31日までは努力義務とする。  
新たに採用した職員については採用後1年間の猶予期間を設ける。
2. ハラスメント対策の強化（方針の明確化/職員への周知・啓発/対応する担当者及び窓口の設置等）  
（指針 P 1 1 9 職員の配置、研修及び衛生管理等（3）イ）
3. 業務継続に向けた取組の強化（業務継続計画の策定/研修・訓練の実施/定期的な計画の見直し）  
（指針 P 1 3 10 有料老人ホームの事業の運営（5）ア～ウ）  
【経過措置】令和6年3月31日までは努力義務とする。
4. 地域と連携した災害への対応の強化（非常災害に関する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。）  
（指針 P 1 3 10 有料老人ホームの事業の運営（6）イ）
5. 感染症対策の強化（委員会の開催/指針の整備/研修・訓練の実施）  
（指針 P 1 4 10 有料老人ホームの事業の運営（7）キ～ケ）  
【経過措置】令和6年3月31日までは努力義務とする。
6. 高齢者虐待防止の推進（委員会の開催/指針の整備/研修の実施/担当者の配置）  
（指針 P 1 6 10 有料老人ホームの事業の運営（12）ア（イ）～（オ））  
【経過措置】令和6年3月31日までは努力義務とする。
7. 安否確認又は状況把握の強化（入居者が希望しない場合であっても、毎日1回以上実施すること。）  
（指針 P 1 7 11 サービス等（1）オ）
8. 保全措置の義務付け（経過措置期間が終了したことによる措置。※市内の有料老人ホームは該当なし。）  
（指針 P 2 1 13 利用料等（2）イ）
9. 極度額の設定（個人の根保証契約を行う場合は、極度額の設定を含み民法の規定に従うこと。）  
（指針 P 2 3 14 契約内容等（2）キ）
10. 事故発生防止の強化（担当者の配置）  
（指針 P 2 5 14 契約内容等（8）（エ））  
【経過措置】令和3年9月30日までは努力義務とする。
11. 経営状況に関する情報開示（貸借対照表及び損益計算書について、求めに応じ閲覧に供すること。）  
（指針 P 2 5 15 情報開示（2）ア）
12. 電磁的記録による保存等（諸記録の作成・保存及び入居者等への説明・同意等において電磁的な対応ができる。）  
（指針 P 2 6 16 電磁的記録等（1）及び（2））
13. テレビ電話装置等の活用（各委員会や運営懇談会においてテレビ電話装置等を活用して行うことができる。）